

5 日 獣 発 第 371 号
令和 6 年 3 月 13 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫
(公印及び契印の押印は省略)

EU及びノルウェー向け輸出牛肉の取扱いについて (牛肉輸出に係るEUの新たな動物医薬品規則への対応)

このことについて農林水産省畜産局食肉鶏卵課長、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長、農林水産省消費・安全局動物衛生課長、農林水産省輸出・国際局規制対策グループ長から別添のとおり通知がありました。

この度の通知は、令和 6 年 3 月 3 日付けでEUの新たな動物用医薬品規則(第三国からEUに輸入される動物又は動物由来製品に対し特定の抗菌剤の使用を禁止する規則(規則第 2023/905 号) が発効し、令和 8 年 9 月 3 日以降、出生からと畜までの間に「ホスホマイシン」が投与された牛に由来する牛肉は、EU及びノルウェーに輸出できなくなることにより必要になる手続きについて、令和 6 年 3 月 4 日付け『農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程』の一部改正について(健生発 0304 第 4 号及び 5 輸国第 4559 号厚生労働省健康・生活衛生局長及び農林水産省 輸出・国際局長通知)でお知らせしている「英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出食肉の取扱要綱」の改正において新たに定めた旨、会員への周知を求められたものです。

つきましては、貴会関係者への周知方、よろしくお願いいたします。

本件のお問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当：岡本、松岡

TEL:03-3475-1601

E-mail: okamoto@nichiju.or.jp

5 畜産第 2664 号
5 消安第 7068 号
5 輸国第 4574 号
令和 6 年 3 月 4 日

別添に記載する団体・施設の長 殿

農林水産省畜産局食肉鶏卵課長
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長
農林水産省消費・安全局動物衛生課長
農林水産省輸出・国際局規制対策グループ長

EU及びノルウェー向け輸出牛肉の取扱いについて
(牛肉輸出に係るEUの新たな動物用医薬品規則への対応)

日頃より畜産行政に御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

令和 6 年 3 月 3 日付けでEUの新たな動物用医薬品規則（第三国からEUに輸入される動物又は動物由来製品に対し特定の抗菌剤の使用を禁止する規則（規則第 2023/905 号））が発効しました。

本規則は移行期間（30 ヶ月）を経て適用されることから、令和 8 年 9 月 3 日以降、出生からと畜までの間に「ホスホマイシン」という医薬品が投与された牛に由来する牛肉は、EU及びノルウェーに輸出できなくなります。

このため、フードチェーン情報申告書の申請者は、同日以降に同地域・国において通関される牛肉が由来する牛について、出生からと畜までの間に飼養された農場全てにおいてホスホマイシンが使用されていないことを飼養農家からの申告書等により確認した上で、フードチェーン情報申告書により当該牛肉が由来する牛のホスホマイシン使用歴を申告する必要があります。

本手続は、令和 6 年 3 月 4 日付け「『農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程』の一部改正について」（健生発 0304 第 4 号及び 5 輸国第 4559 号厚生労働省健康・生活衛生局長及び農林水産省輸出・国際局長通知）でお知らせしている「英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出食肉の取扱要綱」（以下「輸出要綱」という。）の改正において新たに定めていますので、参照願います。

貴団体／貴施設におかれては、会員等に対し、本件の周知をお願いいたします。また、円滑な輸出に向けて重要な事項を下記に整理いたしましたので、御協力をお願いいたします。

記

- (1) EU等向け認定と畜場等にEU及びノルウェー向け輸出牛肉が由来する牛を出荷している農家（以下「最終出荷農家」という。）は、全国各地の家畜市場から肥育素牛を仕入れているため、最終出荷農家から家畜市場に対し、購買する肥育素牛のホスホマイシン使用歴について照会がある可能性があります。このため、家畜市場関係者におかれては、当該旨をご承知おきの上、対応について御検討願います。（別添1参照）
- (2) 流通の川上に位置する農家（特にET和子牛を生産する酪農家、育成農家及び繁殖農家）は、EU等向け認定と畜場等や輸出事業者との接点が少ないことから、本件について把握しにくい状況にあります。このため、生産者団体や食肉処理施設等関係者におかれては、これらの農家に対し、本件について積極的に周知願います。周知に当たっては、繁殖農家及び酪農家に向けたパンフレット（別添2）を御活用ください。
- (3) 最終出荷農家には、現在、輸出要綱の規定（※）に基づき、フードチェーン情報をEU等向け認定と畜場等に提供いただいているところです。令和8年9月3日以降にEU又はノルウェーに通関される牛肉が由来する牛の出荷については、今後、当該フードチェーン情報に「出生からと畜までのホスホマイシン使用歴がない旨の申告」を行っていただく必要があります。このため、最終出荷農家におかれては、出荷牛の飼養歴がある全ての農場のホスホマイシン不使用申告書等を根拠に、本申告を実施願います。
- (4) ホスホマイシンは獣医師の指示・処方なしでは使用できない医薬品であることから、今後、農家等から獣医師に対し、ホスホマイシン使用の有無についての照会がある可能性があります。このため、獣医師におかれては、当該照会への対応に御協力願います。

また、ホスホマイシンの投与を行う場合、EU及びノルウェー向け輸出ができなくなることを農家に明示的にお伝えいただく等、農家が本件について把握した上でホスホマイシンの使用について検討できるよう御協力をお願いします。

なお、ホスホマイシンに代わるワクチンや抗菌剤が存在しますので、参考までに一覧を添付します。（別添3参照）
- (5) EU等向け認定と畜場等及び輸出事業者におかれては、ホスホマイシンの不使用が担保可能な牛肉の仕入れに際しては、最も川上である農家を含めた調達ルートを検討いただくなど、スムーズな輸出対応が可能となる調達ルートの構築・確保を可能な限り早期に実施願います。

以上

(※) フードチェーン情報をEU等向け認定と畜場等に提供する旨の輸出要綱の規定(抜粋)

別添4 フードチェーン情報の管理

第1 認定と畜場等におけるフードチェーン情報の取り扱い

1 認定と畜場等は、搬入される予定の動物について、生産農場において記録されている以下の情報の提供を受けること。

(1) 共通のフードチェーン情報

① 動物の病歴

② 動物用医薬品、その他これに類するものの使用状況(投薬日及び休薬期間を含む)

③ 動物の出生からと畜までの間のホスホマイシンの使用歴(牛に限る。)

④ 診断目的で生体から採取及び分析された結果のうち、人の健康に対し重要な意味を持つもの

⑤ 生産農場における関連情報

(2) 家畜衛生要件に関するフードチェーン情報

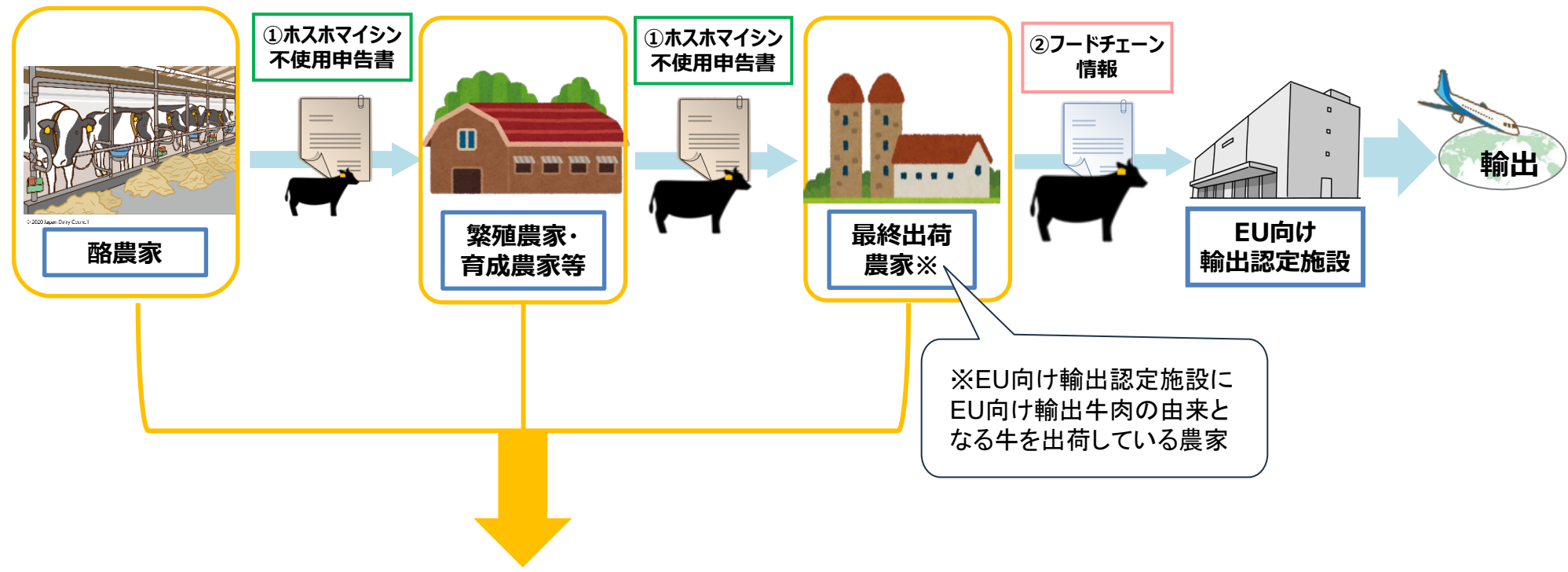
① 牛

ア 生産農場から車両積込前に洗浄及び消毒された車両によって、直近3ヶ月以内に日本以外で飼養された牛との混合又は接触を防止する方法により、認定と畜場等まで輸送を行うことを示す情報。

発出先団体・施設一覧

(一社) 日本畜産物輸出促進協会
EU等向け輸出認定と畜場・食肉処理施設
(公社) 日本獣医師会
(公社) 全国農業共済協会
全国農業協同組合連合会
(一社) 日本家畜商協会
家畜市場開設者
(一社) 中央酪農会議
全国酪農業協同組合連合会

<ホスホマイシン不使用申告の流れ>



EU・ノルウェー向け輸出牛肉が由来する牛が飼養された 全ての農家において ホスホマイシンが不使用であることの申告対応が必要となります。

なお、**2026年9月3日以降にEU及びノルウェーにおいて通関される牛肉が由来する牛から対応が必要**です。

<ホスホマイシン不使用申告の流れ>

(別添1)

②フードチェーン情報

- 最終出荷農家においては、EU向け牛肉の由来となる牛（又はその可能性のある牛）の出荷時に、「フードチェーン情報」を提出いただいているところ、「出生からと畜までのホスホマイシン使用歴」について追加で申告をお願いします。
最終出荷農家以外での飼養歴がある場合は、全ての飼養農家の①ホスホマイシン不使用申告書が揃っていることを確認の上、申告いただくをお願いします。
- 輸出要綱にて定められている「フードチェーン情報申告書」の新様式をご使用ください。
なお、従前の様式については、本年9月3日以降使用できなくなりますので、ホスホマイシン不使用申告の有無に拘わらず、新様式への切り替えをお願いします。

(表)

(別紙様式6-1 フードチェーン情報申告書(牛))

年 月 日

都道府県知事
保健所設置市長 殿

申請者 住所
氏名
法人にあってはその名称、所在地及び代表者氏名

フ ォ ー ド チ ェ ー ン 情 報 申 告 書

EU等向け輸出牛肉となる牛について、下記のとおり、フードチェーン情報を申告します。
また、当該牛は、下記の「輸送車両及び輸送方法の要件」を満たし、認定と畜場等まで輸送を行っています。

認定と畜場等 生産農場
名称： 名称：
所在地： 所在地：
代表者氏名：
(署名)

認定と畜場等への搬入予定日 生産農場からの出荷日

個体識別番号	病歴	動物医薬品の使用	出生からと畜までのホスホマイシン使用歴 ^(注)	診断目的で採取・分析された結果	備考 ※左記にてありにチェックをした場合は関連情報を記載又は添付すること。
	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 未確認	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 未確認	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 未確認	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	

生産農場における関連情報

(注) 2026年9月3日以降にEU及びノルウェーにおいて通関される牛肉については、出生からと畜までにホスホマイシンの使用歴がないことの申告が必要。

(裏)

記

「輸送車両及び輸送方法の要件」

- 動物が脱走や落下しない構造である。
- 動物が係留されている場所を目視確認できる。
- 動物の排泄物、屑及び飼料の落下が防がれている又は最小限となっている。
- 動物の積み込み前に、農林水産大臣の承認を受けた消毒薬を用い、洗浄及び消毒されている。
- 直近3カ月以内に日本以外で飼養された牛と混合又は接触を防止する方法により輸送されている。

新しく追加された出生からと畜までのホスホマイシン使用歴の欄です。

2026年9月3日以降にEU又はノルウェーにおいて通関される牛肉のみ、ホスホマイシンの使用歴がないことの申告が必要となります。

それ以前の牛肉についてはホスホマイシン使用歴に係る確認は必須ではないことから、「未確認」のボックスにチェックいただいても輸出可能です。

繁殖農家のみなさまへのお願い

EUにおける規則の変更に伴い、出生からと畜されるまでの間、『ホスホマイシン』という抗菌剤が投与された牛は、EU向けに輸出ができなくなります。このため家畜市場や肥育農家から

① 『ホスホマイシン』を使用していないことの確認

② 申告書(裏面)の提出

を求められる場合がありますので、ご協力をお願いいたします。



ホスホマイシン不使用申告の対応の流れ

対応1 家畜市場から求められるケース

家畜市場に子牛を出荷する際、家畜市場からの求めがあった場合、『ホスホマイシン』が使用された履歴がないことを確認の上、申告書(裏面)を提出。



対応2 肥育農家から求められるケース

相対取引や家畜市場における牛の販売後、肥育農家からの求めがあった場合、『ホスホマイシン』が使用された履歴がないことを確認の上、申告書(裏面)を提出。



ホスホマイシンとは？

主に子牛の下痢症や肺炎の治療に用いられる抗菌剤であり、**使用に当たっては獣医師の処方箋又は指示が必要です**。なお、本剤については代替薬が存在します。

①診療獣医師への使用履歴の確認、②自農場に保管している処方箋・指示書等の確認により、ホスホマイシンが使用されていないことを確認の上、申告書(裏面)の提出のご協力をお願いします。

(問い合わせ先)

〇〇県〇〇課

TEL:〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

農林水産省畜産局食肉鶏卵課食肉鶏卵貿易班

TEL:03-6744-2130

酪農家のみなさまへのお願い

EUにおける規則の変更に伴い、
出生からと畜されるまでの間、『ホスホマイシン』という抗菌剤が投与された牛は、
EU向けに輸出ができなくなります。このため家畜市場や肥育農家から

① 『ホスホマイシン』を使用していないことの確認

② 申告書(裏面)の提出

を求められる場合がありますので、ご協力をお願いいたします。



ホスホマイシン不使用申告の対応の流れ

対応1 家畜市場から求められるケース

家畜市場に子牛を出荷する際、
家畜市場からの求めがあった
場合、『ホスホマイシン』が使用
された履歴がないことを確認
の上、申告書(裏面)を提出。



酪農家



家畜市場

当市場に牛を出荷する際にホスホマイシンの使用がないことを確認の上、申告書を添付してください。

対応2 子牛出荷先農家(育成農家等)から求められるケース

相対取引や家畜市場における
牛の販売後、子牛出荷先農家
からの求めがあった場合、『ホ
スホマイシン』が使用された履
歴がないことを確認の上、申
告書(裏面)を提出。



酪農家



子牛出荷先農家



あなたの農家から購入したこの牛について、
ホスホマイシンの使用がないことを確認の上、
申告書を提出してもらえますか。

ホスホマイシンとは？

主に子牛の下痢症や肺炎の治療に用いられる抗菌剤であり、使用に当たっては獣医師の処方箋又は指示が必要です。なお、本剤については代替薬が存在します。

①診療獣医師への使用履歴の確認、②自農場に保管している処方箋・指示書等の確認により、ホスホマイシンが使用されていないことを確認の上、申告書(裏面)の提出のご協力をお願いします。

(問い合わせ先)

〇〇県〇〇課

TEL:〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

農林水産省畜産局食肉鶏卵課食肉鶏卵貿易班

TEL:03-6744-2130

(様式例)

氏名・名称： _____

住所： _____

電話番号： _____

ホスホマイシンの使用に係る申告書

下記に示す当農場が出荷した牛は、出生（転入している場合は転入日）から転出までの期間、ホスホマイシンを使用していないことを申告します。

記

1. 個体識別番号：

					-					-	
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	---	--

2. 生年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

3. 転入有無： _____ 無し _____ 有り (転入日： _____ 年 _____ 月 _____ 日)

※該当する方に○（転入「有り」の場合は転入日を記入）

4. 転出日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

以上

ホスホマイシンに代わるワクチンや抗菌剤の一覧

ホスホマイシンに適応のあるそれぞれの疾病に効果があるワクチン及び抗菌剤を以下に示しますので、参考にしてください。

1. ワクチン

	パストツレラ性肺炎	大腸菌性下痢症	サルモネラ症
牛	1 製剤 （“京都微研”キャトルバクト3）	3 製剤 （“京都微研”牛下痢5種混合不活化ワクチン、同II、牛用大腸菌ワクチン）	2 製剤 （牛サルモネラ2価ワクチン（科飼研）、ボビリス（MSD））

2. 代替抗菌剤

① パストツレラ性肺炎：19成分

アモキシシリン	アンピシリン	ベンジルペニシリンプロカイン
セファゾリン	セフキノム	セフチオフル
カナマイシン	ジヒドロストレプトマイシン	ガミスロマイシン
チルミコシン	ツラスロマイシン	オキシテトラサイクリン
クロルテトラサイクリン	エンロフロキサシン	オルビフロキサシン
マルボフロキサシン	ダノフロキサシン	オキシリン酸
フロルフェニコール		

② 大腸菌性下痢症：18成分

アモキシシリン	アンピシリン	エンロフロキサシン
オキシテトラサイクリン	オキシリン酸	オルビフロキサシン
カナマイシン	クロルテトラサイクリン	ゲンタマイシン
コリスチン	ストレプトマイシン	セファゾリン
セファロニウム	セフチオフルナトリウム	セフロキシムナトリウム
ビコザマイシン	マルボフロキサシン	ジヒドロストレプトマイシン

③ サルモネラ症：11成分

アンピシリン	オキシテトラサイクリン	オキシリン酸
カナマイシン	クロルテトラサイクリン	ゲンタマイシン
コリスチン	ストレプトマイシン	セファゾリン
ジヒドロストレプトマイシン	ビコザマイシン	

※具体的な製剤については、動物用医薬品等データベース（<https://www.vm.nval.go.jp/>）をご参照ください。

